

地方卸売市場の認定等に関する規則をここに公布する。

令和2年2月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第5号

地方卸売市場の認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条の規定により知事が行う地方卸売市場の認定等に関し、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書)

第2条 法第13条第2項に規定する申請書は、認定申請書（別記様式第1号）によるものとする。ただし、省令に規定する様式による申請を妨げない。

(認定証の交付)

第3条 知事は、法第13条第1項の規定による認定をしたときは、当該認定をした者に対し、地方卸売市場認定証（別記様式第2号。以下この条において「認定証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により認定証の交付を受けた者が、当該認定証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、認定証の再交付を受けることができる。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、認定証再交付申請書（別記様式第3号）により申請しなければならない。

(事業報告書)

第4条 法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の事業報告書は、事業年度ごとに、事業報告書（別記様式第4号。ただし、漁業協同組合にあっては、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）の規定に定める様式）により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、地方卸売市場の開設者（以下「開設者」という。）に提出しなければならない。ただし、省令に規定する様式による報告を妨げない。

(変更の認定申請書)

第5条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により変更の認定を受けようとする開設者は、認定事項の変更に係る認定申請書（別記様式第5号）により申請しなければならない。ただし、省令に規定する様式による申請を妨げない。

(軽微な変更)

第6条 省令第26条の規定に基づき県が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）
- (2) 法第13条第2項第2号に掲げる事項の変更
- (3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施

- 設の変更であって、その全ての施設の面積の10パーセント以内を増減するもの
- (4) 法第13条第2項第4号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更
 - (5) 法第13条第2項第5号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の30パーセント以上を減少するものを除く。）
 - (6) 法第13条第2項第6号に掲げる事項の変更
 - (7) 法第13条第2項第7号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）
 - (8) 省令第17条第2項に定める事項の変更
 - (9) 業務規程の変更（法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）
- （変更の届出）

第7条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項の規定による届出は、当該変更の日の30日後までに認定事項の軽微な変更に係る届出書（別記様式第6号）により行わなければならない。ただし、省令に規定する様式による届出を妨げない。

（休止又は廃止の届出）

第8条 法第14条において読み替えて準用する法第7条の規定による届出は、休止又は廃止の日の7日前までに行わなければならない。

（運営状況報告書）

第9条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項の規定による報告は、毎年度経過後4月以内に、運営状況報告書（別記様式第7号）により行わなければならない。

（検査員証）

第10条 法第14条において準用する法第12条第3項の身分を示す証明書は、地方卸売市場立入検査職員証明書（別記様式第8号）によるものとする。

（重複する書類の省略）

第11条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類について開設者と卸売業者が同一であるときは、重複する提出書類を省略することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項から第5項までの規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号。次項及び第4項において「改正法」という。）附則第3条第3項の規定による申請は、認定申請書により行うものとする。

3 前項の場合において、改正法附則第3条第4項の規定により認定をした場合は、第3条第1項の規定の例により、認定証を交付するものとする。

- 4 附則第2項の場合において、宮崎県小規模卸売市場条例（昭和47年宮崎県条例第43号）第3条の許可を受けている開設者（次項において「小規模卸売市場開設者」という。）が当該小規模卸売市場について申請するときは、認定申請書のうち、改正法第1条の規定による改正後の卸売市場法第13条第2項第3号、第7号及び第8号に掲げる事項の記載を省略することができるものとする。
- 5 附則第2項の場合において、小規模卸売市場開設者が当該小規模卸売市場について申請するときは、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成30年農林水産省令第67号）第1条の規定による改正後の卸売市場法施行規則第17条第3項の規定に掲げる書類のうち、同項第1号から第3号までに掲げる書類（第1号ニ及びホに掲げる書類を除く。）を除いた書類を添付するものとする。

	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。上記に記載しきれない場合、必要に応じて記載欄を追加又は別紙として添付しても差し支えない。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 (年度)	見込み (年度)
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

部別	部			部	
担当役員氏名					
部長/次長氏名					
課別	課	課	課	課	課
課長氏名					
従事職員数					
業務の概要					

(記載上の注意)

1. 運営体制に応じて上記の表を適宜修正しても差し支えない。
2. 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記したものを別紙として添付しても差し支えない。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

- ①直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。
- 地方公共団体が申請する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 (年度)	見込み (年度)	支 出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費(営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積割使用料			建設改良費(総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降許可債分(注6)		
指導監督的経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債取扱諸費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

- 実績の欄に直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の見込みで記載すること。
- 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
- その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。

4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

(2) 長期借入金及び起債の返済・償還計画

年 度	元 金	利 子	元金+利子
年度 (直近年度の実績)	千円	千円	千円
年度			
合 計			

(記載上の注意) 事業年度における長期借入金及び起債について、各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

8 開設者の連絡先

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

様式第2号（第3条関係）

第 号		
地方卸売市場認定証		
開設者	住所	
	法人名称	
地方卸売市場	名称	
	位置	
取扱品目		
年 月 日認定		
宮崎県知事 氏 名 印		

（記載上の注意）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号（第3条関係）

認定証再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
法人名称
代表者の役職及び氏名 印
法人番号

下記により地方卸売市場認定証の再交付を受けたいので、地方卸売市場の認定等に関する規則第3条第3項の規定により申請します。

記

認定番号及び 認定年月日	
地方卸売市場の 名 称	
地方卸売市場の 所 在 地	
認定証の再交付を 受けようとする理由	

（記載上の注意）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号（第4条関係）

事業報告書
（年月日から年月日まで）

年 月 日

開設者 殿

卸売市場の名称
法人名称
代表者の役職及び氏名 印
法人番号

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項(2)の事業報告書について、地方卸売市場の認定等に関する規則第4条の規定により、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 個人である場合、下記に準じて作成すること。

第1 業務の状況

1 事業の概要

2 総会及び取締役会等の決議事項等

(1) 総会の決議事項

開催年月日	決議事項等

（記載上の注意）総会の定時、臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうちに商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記すること。

(2) 取締役会等の決議事項等

開催年月日	決議事項等

（記載上の注意）株式会社にあつては取締役会等、株式会社以外にあつては業務執行者会

議、理事会その他業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載すること。なお、この場合において重要決議事項等とは、会社法（平成17年法律第86号）第362条第4項に規定される事項（法定決議事項、重要運営方針の決定等）をいう。

3 内部組織に関する事項

(1) 事業運営組織

部別	部			部	
担当役員氏名					
部長/次長氏名					
課別	課	課	課	課	課
課長氏名					
従事職員数					
業務の概要					

(記載上の注意)

1. 運営体制に応じて上記の表を適宜修正しても差し支えない。
2. 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記したものを別紙として添付しても差し支えない。

(2) 役員の略歴 (年 月 日現在)

役名及び職名	氏名	生年月日及び住所	略歴

(3) 株主構成

区分	役員	従業員	出荷者	買受人	開設者	その他	合計
総株主等の議決権の数(A)							
保有する議決権の数(B)							
割合(B/A)	%	%	%	%	%	%	100%

(記載上の注意)

1. 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。
2. 「議決権」とは、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。

4 卸売業務の状況

(記載上の注意) 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(4)までの表を①本卸売市場分及び②当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売			買 付 販 売			卸 売 業 務 合 計		
	数 量	金 額	委 託 手 数 料	数 量	金 額	買 付 販 売 利 益 (損 失) 金 額	数 量	金 額	販 売 利 益 (損 失) 金 額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計 (A)									
前年同期 (B)									
前年同期 対比(B/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、野菜、果実、つけ物、乾物（加工水産品を除く。）、生鮮水産物（冷凍水産物を含む。）、加工水産物、牛肉、豚肉、鳥肉、その他食肉、鳥卵、花き等に区分して記載すること。
2. 花きの数量の単位は、本とする。

(2) 販売代金の回収状況

買受人			その他			特約の内容
平均回収 日数	特約日 以前	特約日後	平均回収 日数	特約日 以前	特約日後	
日	%	%	日	%	%	

(記載上の注意) 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月

数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。)で除して得た数値

(3) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払日までの日数		備 考
最高日数	平均日数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料は除く。）を卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払に関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由等を記載する。

(4) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に対応 する販売金額	交付先 の数	備 考
		円	円		
	小 計				
	小 計				
合 計					

(記載上の注意)

1. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
2. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
3. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

第2 経理の状況

1. 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書を下記の表に記載又は添付すること。
2. 開設者と卸売業者が同一であるときは、重複する貸借対照表及び損益計算書の添付を省略することができる。

貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産	×××	IV 流動負債	×××
(1) 現金		(1) 受託販売未払金	
(2) 預金		(2) 支払手形(受託)	
(3) 売掛金		(3) 荷主預り金	
(4) 受取手形		(小 計)	
(5) 有価証券		(4) 買掛金(買付け)	
(6) 親会社株式		(5) 支払手形(買付け)	
(7) 商品		(6) 預り金(買付け)	
(8) 貯蔵品		(小 計)	
(9) 前渡金		(7) 買掛金(その他)	
(10) 荷主前渡金		(8) 支払手形(その他)	
(11) 前払費用		(9) 短期借入金	
(12) 未収収益		(10) 未払金	
(13) 立替金		(11) 未払法人税等	
(14) 短期貸付金		(12) 未払消費税等	
(15) 未収金		(13) 未払費用	
(16) 仮払金		(14) 前受金	
(17) 繰延税金資産		(15) 預り金(その他)	
()		(16) 前受収益	
() 貸倒引当金		(17) 仮受金	
II 固定資産		(18) 繰延税金負債	
1 有形固定資産		(19) 賞与引当金	
(1) 建物		()	
(2) 構築物		V 固定負債	
(3) 機械及び装置		(1) 長期借入金	
(4) 船舶及び車両その他 の陸上運搬具		(2) 預り保証金	
(5) 工具、器具及び備品		(3) 繰延税金負債	
(6) 土地		(4) 退職給与引当金	
(7) 建設仮勘定		()	
()		負 債 合 計	

<p>2 無形固定資産 (1) のれん (2) 借地権 (3) 電話加入権 (4) 施設負担金 ()</p> <p>3 投資その他の資産 (1) 投資有価証券 (2) 子会社株式 (3) 出資金 (4) 子会社出資金 (5) 長期貸付金 (6) 開設者預託保証金 (7) 定期預金 (8) 長期前払費用 (9) 事業者保険料 (10) 繰延税金資産 () () 貸倒引当金</p> <p>III 繰延資産 (1) 創立費 (2) 開業費 (3) 試験研究費 (4) 開発費 (5) 新株発行費 ()</p>		<p>(純 資 産 の 部)</p> <p>VI 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 ① ○○積立金 ② ③ 繰越利益剰余金 (繰越損失金)</p> <p>5 自己株式 6 自己株式申込証拠金</p> <p>VII 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差 額金 2 繰越ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 4</p> <p>VIII 新株予約権</p> <p>純 資 産 合 計</p>	
<p>資 産 合 計</p>	<p>×××</p>	<p>負 債 及 び 純 資 産 合 計</p>	<p>×××</p>

損益計算書

科 目	金 額		
	千円	千円	千円
I 営 業 損 益			
1 卸 売 業 務			
(1) 受 託 手 数 料 (受託品取扱額)		(× × ×)	× × ×
(2) 買 付 販 売 損 益			
1) 純 売 上 高			
商品総売上高		× × ×	
売上値引及び戻り高		<u>× × ×</u>	× × ×
2) 売 上 原 価			
期首商品たな卸高		<u>× × ×</u>	
商品純仕入高			
総仕入高	× × ×		
仕入値引及び戻し高	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	
合 計		× × ×	
期末商品たな卸高		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
買付販売利益(損失)金額			<u>× × ×</u>
販売利益(損失)金額			× × ×
2 兼 業 業 務			
(1) 売 上 高			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	× × ×
(2) 売 上 原 価			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
兼業業務利益(損失)金額			<u>× × ×</u>
売上総利益(損失)金額			× × ×
3 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			
(1) ○ ○ 使 用 料		× × ×	
(2) ○ ○ 奨 励 金		× × ×	
(3) 役 員 報 酬		× × ×	
(4) 従 業 員 給 料 手 当		× × ×	
(5) 福 利 厚 生 費		× × ×	
(6) 退 職 給 与 金		× × ×	
(7) 退 職 給 付 引 当 金 繰 入		× × ×	

1 固定資産売却益			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 前期損益修正益	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 その他の特別利益			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	× × ×
IV 特別損失			
1 固定資産売却損			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 減損損失			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 災害による損失			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
4 前期損益修正損	<u>× × ×</u>	× × ×	
5 その他の特別損失			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
税引前当期純利益（損失）金額			× × ×
法人税等			× × ×
.			× × ×
法人税等調整額			<u>× × ×</u>
当期純利益（損失）金額			× × ×

認定事項の変更に係る認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
法人名称
代表者の役職及び氏名 印
法人番号

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第1項及び地方卸売市場の認定等に関する規則第5条の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更の内容

変 更 後	
変 更 前	

2 変更の理由

3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載したものを別紙として添付しても差し支えない。
2. 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
3. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程を添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定事項の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
法人名称
代表者の役職及び氏名 印
法人番号

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項及び地方卸売市場の認定等に関する規則第7条の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

変 更 後	
変 更 前	

2 変更の理由

3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載したものを別紙として添付しても差し支えない。
2. 認定申請書（別記様式第1号）の事項の変更のうち、省令第26条及び規則第6条に定める軽微な変更該当するものについては、省令第27条第2項の規定に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
3. 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程を添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

運 営 状 況 報 告 書
（ 年 月 日 から 年 月 日 まで ）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
法人名称
代表者の役職及び氏名 印
法人番号

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項及び地方卸売市場の認定等に関する規則第9条の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（年度）
	トン 千円
	トン 千円
	トン 千円

（記載上の注意）

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載すること。
3. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

部別	部			部	
担当役員氏名					
部長/次長氏名					
課別	課	課	課	課	課
課長氏名					
従事職員数					
業務の概要					

(記載上の注意)

1. 当該年度末時点の運営体制について記載すること。
2. 運営体制に応じて上記の表を適宜修正しても差し支えない。
3. 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記したものを別紙として添付しても差し支えない。
4. 開設者と卸売業者が同一人であるときは、記載を省略しても差し支えない。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

1. 直近年度の貸借対照表及び損益計算書を記載又は添付すること。
2. 地方公共団体が申請する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 (年度)	支 出	実績 (年度)
総収入		総支出	
前年度繰越金		市場管理費 (営業費用)	
使用料計		人件費(注4)	
売上高割使用料		事務費(注5)	
面積割使用料		建設改良費 (総事業費)	
と畜場使用料		うち付帯事務費	
その他		うち補助対象事業費	
地方債起債		うち付帯事務費	
国庫補助金		地方債償還金	
うち建設改良に係る補助金		利息償還金	
都道府県補助金		うち市場事業に係る償還金	
うち建設改良に係る補助金		うち建設改良に係る償還金	
一般会計からの繰出金		うちH4年度以降許可債分 (注6)	
指導監督的経費繰出金		元金償還金	
建設改良費繰出金		うち市場事業に係る償還金	
と畜事業費繰出金		うち建設改良に係る償還金	
その他繰出金		と畜事業に係る償還金	
貸付金		企業債取扱諸費	
貸付金利息		繰上充用金	
受取利息及び配当金		貸付金	
その他		その他	
うち受益者負担金分(注2)		うち〇〇〇〇(注3)	
うち〇〇〇〇(注3)		うち〇〇〇〇	
うち〇〇〇〇		翌年度繰越金	

(記載上の注意)

1. 実績の欄には当該年度の金額を実績で記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。

3. その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

4 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

(1) 売買取引の結果等（卸売市場法第13条第5項第3号ロ）

(2) 売買取引の方法（卸売市場法第13条第5項第4号イ）

(3) 決済の方法（卸売市場法第13条第5項第4号ロ）

(記載上の注意) インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載すること。

5 監督措置の実施状況

(1) 検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

(2) その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	備考
			トン 千円	

(記載上の注意)

1. 取扱実績の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 卸売業者の最新の事業報告書（貸借対照表及び損益計算書を含む。）及び別紙により作

成した当該年度の4月から3月までにおける取扱品目に係る月別市況報告書を添付すること。

3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

(2) 取引参加者

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。
2. 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

7 認定事項の軽微な変更の状況

(1) 変更の内容

変更後	
変更前	

(2) 変更の理由

(3) 変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 省令第27条第2項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書(別記様式第6号)の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載したものを別紙として添付しても差し支えない。
3. 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程を添付すること。

月別市況報告書（野菜）

地方卸売市場名： _____

年 月分 _____

品目		項目	県内産		県外産		合 計	
			数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)
		野菜総計						
1	根 菜 類	だいこん						
2		かぶ						
3		にんじん						
4		ごぼう						
5		たけのこ						
6		らっきょう						
7	葉 茎 菜 類	はくさい						
8		みずな						
9		こまつな						
10		キャベツ						
11		ほうれんそう						
12		その他の菜類						
13		ねぎ						
14		ふき						
15		みつば						
16		しゅんぎく						
17	にら							
18	洋 菜 類	アスパラガス						
19		カリフラワー						
20		ブロッコリー						
21		レタス						
22		パセリ						
23	果 菜 類	きゅうり						
24		かぼちゃ						
25		なす						
26		トマト						
27		ミニトマト						
28		ピーマン						
29		カラーピーマン						
30		ししとうがらし						
31		スイートコーン						
32		にがうり						

33		ズッキーニ						
34		オクラ						
35	豆 類	さやいんげん						
36		さやえんどう						
37		実えんどう						
38		そらまめ						
39		えだまめ						
40	土 物 類	かんしょ						
41		ばれいしょ						
42		さといも						
43		やまのいも						
44		たまねぎ (国産)						
45		たまねぎ (輸入)						
46		にんにく						
47		しょうが						
48	生しいたけ							
49	その他の野菜							

月別市況報告書（果実）

地方卸売市場名： _____

_____年 ____月分

品目		項目	県内産		県外産		合 計	
			数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)
果実総計								
1	かん き つ 類	ハウスみかん						
2		露地みかん						
3		ネーブルオレンジ (国産)						
4		甘なつみかん						
5		いよかん						
6		はっさく						
7		日向夏						
8		ぼんかん						
9		不知火						
10		せとか						
11		きんかん (ハウス)						
12		きんかん (露地)						
13		レモン (国産)						
14		ゆず						
15		かぼす						
16		へべす						
17		すだち						
18		その他の雑柑						
19	りんご							
20	なし	幸水						
21		豊水						
22		新高						
23		その他の日本なし						
24		西洋なし						
25	か き	甘がき						
26		渋がき (脱渋含む)						
27	びわ							
28	もも							
29	すもも							
30	おうとう							

31	うめ						
32	ぶ ど う	デラウェア					
33		キャンベルアーリー					
34		巨峰					
35		ピオーネ					
36		サニールージュ					
37		その他のぶどう					
38	くり						
39	いちご						
40	果 瓜 類	温室メロン					
41		その他のメロン (まくわうりを含む)					
42		すいか					
43	マンゴー (国産)						
44	キウイフルーツ (国産)						
45	パパイヤ (国産)						
46	ライチ (国産)						
47	その他の国産果実						
48	輸 入 果 実	バナナ					
49		パイナップル					
50		レモン					
51		グレープフルーツ					
52		オレンジ					
53		マンゴー (輸入)					
54		キウイフルーツ (輸入)					
55		その他の輸入果実					

月別市況報告書（水産物（産地市場））

地方卸売市場名： _____ 年 月分

品目		入 荷			出荷（販売）：推定値			
		取扱高		主な 漁業 種類 (番号)	県内 仕向 数量 (t)	うち食用 向け		県外 仕向 数量 (t)
		数量 (t)	金額 (千円)			うち食用 向け (t)	うち餌・ 加工向け (t)	
生 鮮	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
		養殖魚						
		その他の生鮮水産物						
塩蔵品または加工品								
総取扱高								

(記載上の注意)

1. 生鮮は取扱高上位 10 種について記載すること。
2. 主な漁業種類については下記の番号を用いて記載すること。
 - (1) 小型底びき網 (2) 船びき網 (3) 1 そうまき網 (4) 中・小型まき網
 - (5) その他の刺網 (6) 大型定置網 (7) 小型定置網 (8) その他の網漁業
 - (9) 遠洋まぐろはえ縄 (10) 近海まぐろはえ縄 (11) 沿岸まぐろはえ縄
 - (12) その他のはえ縄 (13) 遠洋かつお一本釣 (14) 近海かつお一本釣
 - (15) 沿岸かつお一本釣 (16) 沿岸いか釣り (17) ひき縄釣 (18) その他の釣
 - (19) 採貝・採藻 (20) その他の漁業

月別市況報告書（水産物（消費地市場））

地方卸売市場名： _____

_____年 ____月分

品目		項目	入 荷				販売：推定値	
			県内産 取扱高		県外産 取扱高		県内 仕向 数量 (t)	県外 仕向 数量 (t)
			数量 (t)	金額 (千円)	数量 (t)	金額 (千円)		
生 鮮	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
		養殖魚						
		その他の生鮮水産物						
		総生鮮水産物取扱高						
冷 凍	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
		養殖魚						
		その他の冷凍水産物						
		総冷凍水産物取扱高						
塩蔵品または加工品								
総取扱高								

(記載上の注意) 生鮮、冷凍それぞれの取扱高上位 10 種について記載すること。

月別市況報告書（花き）

地方卸売市場名： _____

年 月分 _____

品目		項目	県内産		県外産		合計	
			数量 (本)	金額 (円)	数量 (本)	金額 (円)	数量 (本)	金額 (円)
		花き総計						
1	切花	菊（大輪）						
2		菊（小輪）						
3		スプレーギク						
4		カーネーション						
5		バラ						
6		百合						
7		スイートピー						
8		ラナンキュラス						
9		デルフィニウムエラータム						
10		ガーベラ						
11		リンドウ						
12		ストック						
13		カスミソウ						
14		トルコギキョウ						
15		スターチス						
16		ホオズキ						
17		ダリア						
18		洋ラン切花						
19		その他の切花						
20	枝物	葉物						
21		シキミ						
22		その他の枝物						
23	鉢物	シンビジウム						
24		ファレノプシス						
25		その他の洋ラン						
26		シクラメン						
27		ポインセチア						
28		観葉植物						
29		その他の鉢物						
30	苗物	パンジー						
31		その他の花壇苗物						
32	その他の花き							

